

会員数 425
男 345
女 80
2. 1. 1現在

会員の皆様へ 事務局だより

第79号 2. 1. 10発行

公益社団法人
香芝市シルバー人材
センター事務局
TEL 79-6601
FAX 79-6671

《Kashibashi Silver Human Resources Center Association》

新年の挨拶

理事長 船木 克 容



あけましておめでとうございます
新しい年を迎え会員並びに役職員の
皆様のご健康とご多幸を心よりお祈
り申しあげます
本年も当センターにとって益々の発
展の年となりますよう努力を行って
参りますのでよろしくお願い致しま
す

さて、令和になつて最初の正月を迎え、天皇陛下が即位
されて初めての新年一般参賀が皇居で行われました。天皇
陛下は、去年の災害で被災された人たちの身を案じられた
うえで「本年が災害のない、安らかでよい年となるよう願
っております」とあいさつをされました。

令和2年となる今年、我が国において二度目となる東
京オリンピックが開催される年でありますが、当センター
におきましても、設立二十周年を迎える記念すべき年でも
あります。来る2月4日には、当センター設立二十周年記
念式典を開催し、センターの二十年の歩みを振り返り、長
きにわたり頑張つてこられた会員の皆様に讃えらると共に
今後の更なる発展に向けて決意を新たにしていきたいと
考えております。

今日に至るまでセンター事業の発展のためにご尽力頂
きました先輩諸氏のご努力に対し感謝の意を表すると共に
、本年が会員皆様、ご関係各位にとって最良の年となり
ますよう、心から祈念させて戴き、新年の挨拶と致します。

◎通常理事会の開催状況について

令和元年度第6回通常理事会が11月
29日、当センター会議室で理事・監事が
出席して次のとおり開催されました。
議案

- ① 正会員入会申込者の承認について
入会申込者11名(男9名・女2名)
- ② 設立10周年記念表彰要綱を廃止す
る要綱の制定について

《廃止理由》

平成22年2月27日を以て記念式典
が終了していることから、本要綱を廃
止する。

- ③ 配分金見積基準価格表の改定(案)
について

《改定理由》

国が定めた最低賃金並びに近隣市町
村の価格を参考に配分金見積基準を見
直し、価格表の一部を改定する。

- ④ 事務所移転に関する件について

《提案理由》

公益社団法人香芝市シルバー人材セ
ンター事務所(旧公民館)の移転に際し、
これまで候補地としてきた香芝中学校
特別教室棟の立地条件の諸問題を踏ま
え、本議案に於いて、JA磯壁支店跡を
移転先の最終的な候補地として提案し、
その承認を求める。

◆働く喜びと社会参加の輪を拓げよう◆自主・自立・共働・共助◆安全就業

◆事務所移転の候補地の条件

- ・会員及び利用者様の利便性を考慮し、市の中心地を選定
- ・会員の安全確保のため道路事情が良いこと
- ・公用車その他来客車両の駐車場の確保

◆事務所移転先をJA磯壁支店跡とした場合

- ・作業用機材の倉庫の確保
- ・施設改修費用の軽減
- ・防災上安全な地域
- ・電気、ガス、水道等の整備が容易

◆事務所移転先をJA磯壁支店跡とした場合
メリット

- ・交通の安全面で道路事情が良い
 - ・施設改修費用の削減が可能
 - ・作業用機材の収納が可能
 - ・事務所近くで駐車場確保が可能
- デメリット
- ・既設建物の為、将来的に再度施設整備の検討が必要
 - ・耐震の問題が今後の課題として残る
 - ・現事務所より面積が小さくなる

議案は、慎重審議の結果いずれも議決・承認されました。

理事会終了後、事務所移転先の最終候補地の視察を行いました。

◆【ご協力ありがとうございました】清掃奉仕活動



昨年10月19日
(土)「シルバーの日」に、近鉄下田駅及びJR香芝駅付近で、清掃奉仕活動を行いました。
会員さんと役職員合わせて25名の参加を頂きました。

◆「香芝市ふれあいフェスタ」

昨年11月3日(日)に開催されました「香芝市ふれあいフェスタ」で当センターのチラシ配布や、おもちゃ遊びの提供を行いました。前回は引き続き、薩摩芋やメダカの無料配布では、行列が出るほどの賑わいでした。



△△ 前回事務局だよりの訂正 ▽▽

10月号の「事務局だよりの記事で、県主催の『シルバーフェスタinなら』の実施場所に誤りがありました。

《誤り》

北葛城郡上牧町大字上牧3241

上牧町文化センター市民ホール

《正》

生駒郡斑鳩町興留10-6-4

いかるがホール

◎安全就業について

みんなで守ろう10カ条

- ① 作業は、安全第一、急いだり、あわてたりしない
- ② 器具類は、使用前に必ず点検を
- ③ 服装・履物は作業にあった動きやすいものに
- ④ 作業前には、軽い柔軟体操を
- ⑤ 加齢による、諸機能の低下を認識し無理をしない
- ⑥ 現場では、常に整理・整頓を
- ⑦ 共同作業では、合図、連絡を正確に
- ⑧ 交通事故に気をつける
- ⑨ 健康な状態で就業する
- ⑩ 仕事の前日は、十分睡眠をとる

《 配分金収入に対する所得税（2019年分） 》

◎配分金支払証明書について

配分金支払証明書は、会員の皆様が昨年中に当センターから仕事の提供を受けて就業し、センターが支払った配分金の支払総額を証するものです。

この証明書は、確定申告（税務署）や市民税・県民税申告の提出（市役所）に必要です。

◎配分金に係る所得税の確定申告、市民税・県民税の申告について

会員のみなさんに支払った配分金は所得税法上「雑所得」に区分され、会員各自において、**令和2年3月16日まで**に確定申告をしていただく必要があります。

なお、所得税が非課税の方でも市民税・県民税については、市役所税務課へ申告してください。

『配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて』

配分金収入に対しては、「租税特別措置法」第27条の適用により、65万円を上限として**最低保障必要経費**が認められています。配分金と給与所得がある場合には、**給与所得控除**（最低65万円。ただし、収入金額を限度とします。）が受けられますが、その場合、配分金収入に係る上記の最低保障必要経費（65万円）は、65万円から給与所得控除額を差し引いた残額が最低必要経費となります。

公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除を受けられます。

【計算例示】 センターのある会員（66歳）の年間収入は次のようなものでした。

- ① 配分金収入 83万円（実際に要した経費 30万円）
- ② 給与収入 60万円（シルバー派遣による賃金）
- ③ 公的年金収入 130万円

(1) (配分金収入及び給与収入に係る計算)

600,000円（給与収入）－600,000円（給与所得控除額）＝0円【A：給与所得に対する所得金額】

830,000円（配分金収入）－300,000円（必要経費）＝530,000円【B：配分金に対する所得金額】

(2) (公的年金収入に係る計算)

1,300,000－1,200,000円（公的年金等の控除額）＝100,000円【C：公的年金収入に対する所得金額】

※ 割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」（税務署にあります。）から算出してください。

(3) 所得控除及び所得税額

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得金額

$A + B + C = 0円 + 530,000円 + 100,000円 = 630,000円$ （所得金額）

課税所得金額＝630,000円（所得金額）－380,000円（基礎控除）＝250,000円（課税所得金額）

(4) 所得税及び復興特別所得税額

250,000円（課税所得金額）×5%（所得税率）＝12,500円（所得税額）

12,500円（所得税額）×2.1%（復興特別所得税率）＝200円（復興特別所得税額）

12,500円（所得税額）＋200円（復興特別所得税額）＝12,700円（納税額）

【注1】平成25年分から復興特別所得税が創設されました。

課税所得金額の計算結果がプラスとなる会員さんの場合の納付税額は、**所得税額**（課税所得金額に所得税率を掛けた金額）に**復興特別所得税**（所得税額×2.1%）をプラスした金額となります。

【注2】平成23年分より、(1)の計算結果が20万円以下であり、かつ控除前の公的年金収入が400万円以下である場合の申告不要制度が設けられました。

※ 源泉徴収により予め所得税を天引きされて支給を受けた場合は、確定申告をすると所得税が還付されます。

なお、上記以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、葛城税務署にお尋ね下さい。

○葛城税務署 TEL 22-2721

◎事業実績について

本年度の事業実績は11月末現在の契約金額（累計）1億3,309万円で前年同月と比較して185万円、率にして1.4%の減となりました。

一般労働者派遣事業に於ける4月から11月の受注件数は35件で、契約金額（累計）は、2,511万円となりました。前年同月と比較して件数で1件の減、契約金額で149万円の減となりました。

仕事別配分金実績（4月～11月）

単位：円

区分	令和元年度		平成30年度		対前年比較			
	件数	配分金	件数	配分金	件数	%	配分金	%
専門技術群	3	11,500	1	3,500	2	200.0	8,000	228.6
技能群	920	18,149,850	945	18,046,064	△25	△2.6	103,786	0.6
事務整理群	8	141,311	6	175,250	2	33.3	△33,939	△19.4
施設管理群	16	48,875,551	17	48,098,565	△1	△5.9	776,986	1.6
一般作業群	777	42,885,381	864	45,144,971	△87	△10.1	△2,259,590	△5.0
サービス群	24	863,975	36	1,121,310	△12	△33.3	△257,335	△22.9
計	1,748	110,927,568	1,869	112,589,660	△121	△6.5	△1,662,092	△1.5

就業実績（11月）

月間就業実人員	226人	月間就業率	54.7%
1日平均就業人員	92.9人	1日平均就業時間	4.2時間
1月平均就業日数	12.3日	1月平均配分金額	65,288円

男女別就業実人員（4月～11月）

就業実人員	285人（男237人・女48人）	就業率	69.0%
※ 派遣事業を含む	就業実人員 330人	就業率	79.9%

【お願い】

① 会費の納入について

令和元年度の年会費（二、〇〇〇円）は、毎年3月末日までに納めて頂くことになっていきます。

未納の方は、ご足労をお掛けしますが、至急に事務局までご持参ください。

会費の未納が1年以上続きますと、規程により退会したものとみなされます。これに該当した場合は、退会手続をとるようになりますので、あらかじめご承知ください。

なお、病気などで納付できない事情がある場合は、ご連絡ください。

② 事務局へ電話をされる時

先ず、「会員の〇〇〇〇です」とフルネームを言ってください。
会員さんとお客様との判断が難しい場合がありますのでよろしくお願ひします。

仕事中に事故や急病など緊急事態が起ったときは、必ずセンター事務局へ連絡してください。

センター事務局（79）6601